

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

役員給与の損金不算入要件

Q : 同族会社の役員給与に対する給与所得控除額相当額が損金不算入になるようですが、対象となる同族会社の要件は、どのようなになっているのですか？

A : 次のような取扱いとなっています。

【解説】

今年度の税制改正では、同族会社の役員給与について、給与所得控除相当額を損金に算入しないとする法人税の改正が行われることになっており、その内容が注目されています。

法案では、この取扱いは法人税法35条「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入」に規定されており、それによりますと、対象となる同族会社は、次の会社とされています。

- ① 業務主宰役員とその関連者が、発行済株式の90%以上を所有していること

$$\frac{\text{業務主宰役員} + \text{業務主宰役員関連者の持株数}}{\text{発行済株式の総数}} \geq 90\%$$

が90%以上であること

- ② かつ、常務に従事する役員が役員総数の過半数を占めていること

$$\frac{\text{業務主宰役員} + \text{業務主宰役員関連者数}}{\text{常務に従事する役員の総数}} \geq 50\%$$

が半数を超えること

この場合の常務に従事する役員には、形式的に役員となっている者は含めないこととなっていますので、名目だけの役員を増やしても認められないこととなっています。

